

基本目標 4

安全で誰もが暮らしやすい生活環境を実現する

私たちの健康で安全・安心な生活を支える重要な要素である良好な大気環境や水環境を大切に保全していくとともに、快適な生活環境を維持するため、騒音、振動、悪臭等の都市型公害に対しても、市民ニーズを踏まえ適切に対応していく必要があります。また、本市が積み上げてきた歴史的・文化的環境を保全しつつ、東日本の中核にふさわしい都市景観の形成に向けて取り組む必要があります。

このため、これまで行ってきた環境の状況を把握するための各種調査の継続、公害等の発生源に対する規制、都市景観の保全等の施策を推進することにより、良好な生活環境を確保し、誰もが安全で、安心して暮らせる都市を目指します。

基本目標 4 における施策の柱と施策の方向

施策の柱	施策の方向
4-1 大気質の保全・交通環境対策	4-1-1 大気汚染物質対策の推進
	4-1-2 交通環境対策の推進
	4-1-3 騒音・振動・悪臭対策の推進
	4-1-4 化学物質対策の推進
4-2 水質の保全	4-2-1 水質の改善に係る事業・施設整備の推進
	4-2-2 土壌・地下水・地盤環境の保全
	4-2-3 定期的な水質調査・監視の充実
	4-2-4 水質に係る調査研究、広域連携等の推進
4-3 景観の保全	4-3-1 都市景観の保全
	4-3-2 歴史的・文化的環境の保全

基本目標4における令和5年度の実績と今後の課題

■指標の状況

基本目標4における成果指標の状況

基本目標4	成果指標項目					
	成果指標項目	基準値 基準年度	前年度値 前年度	最新値 最新年度	中間目標値 令和7年度	計画目標値 令和12年度
安全で誰もが暮らしやすい生活環境を実現する	生活環境(空気・水のきれいさ、静けさ、悪臭)に満足している市民の割合	44.8% (令和元年度)	32.6% (令和4年度)	34.2% (令和5年度)	50%	55%
	対前年度比	-	-※	A	-	-
	対年度目標値比	-	C	C	-	-

※ 令和3年度の実績値がないため、対前年度比の評価はありません。

基本目標4における目標指標の状況

施策の柱	目標指標					
	目標指標項目	基準値 基準年度	前年度値 前年度	最新値 最新年度	中間目標値 令和7年度	計画目標値 令和12年度
4-1 大気質の保全・ 交通環境対策	大気汚染物質の環境基準達成率	80% (令和元年度)	81% (令和4年度)	80% (令和5年度)	80%	80%
	対前年度比	-	A+	A+	-	-
	対年度目標値比	-	A+	A+	-	-
4-2 水質の保全	水質汚濁に関わる環境基準達成率 (公共用水域の測定計画地点7地点)	99.2% (令和元年度)	98.8% (令和4年度)	98.8% (令和5年度)	100%	100%
	対前年度比	-	B	B	-	-
	対年度目標値比	-	B	B	-	-
4-3 景観の保全	景観重要建造物・樹木の指定件数	累計13件 (令和2年度)	累計15件 (令和4年度)	累計15件 (令和5年度)	累計16件	-
	対前年度比	-	A+	A+	-	-
	対年度目標値比	-	A+	A+	-	-

対前年度比の評価

- A+ : 前年度より良化している。(+10%以上)
 B : 前年度と変わらない。(±1%の範囲内)
 D : 前年度より悪化している。(-10%以下)

- A : 前年度より概ね良化している。(+10%～+1%の範囲内)
 C : 前年度よりやや悪化している。(-1%～-10%の範囲内)
 - : 評価なし

対年度目標値比の評価

- A+ : 年度目標値を大きく上回り達成。(+50%以上)
 B : 年度目標値を達成。(±1%の範囲内)
 D : 年度目標値を大きく下回り未達成。(-50%以下)

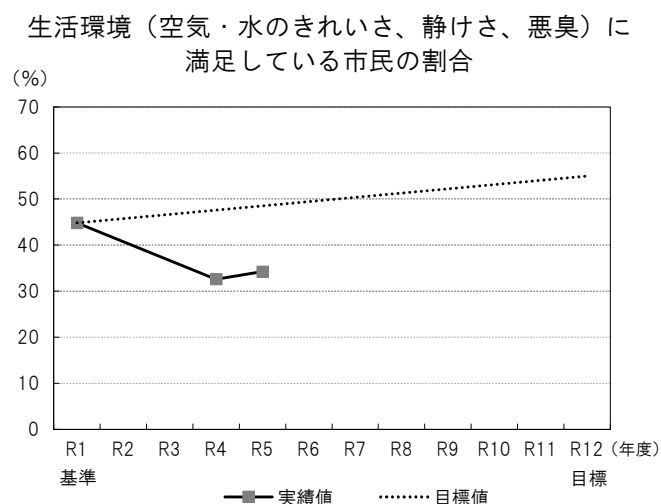
- A : 年度目標値を上回り達成。(+50%～+1%の範囲内)
 C : 年度目標値を下回り未達成。(-1%～-50%の範囲内)
 - : 評価なし

※ 計画目標値を達成した指標は、上記評価方法によらず、対前年比評価及び対年度目標値比評価ともに「A+」としています。

■令和5年度の取組実績のまとめ

令和5年度の市民アンケート調査において、生活環境（空気・水のきれいさ、静けさ、悪臭）に満足している市民の割合は34.2%となり、前年度と比較して1.6%増加しましたが、基準年度との比較では10.6%減少し、年度目標値を下回りました。

令和5年度は、大気汚染物質の常時監視や工場・事業場排水に係る監視、指導の充実など、大気質や水質を中心とした取組をはじめ、生活環境の維持・保全に取り組むとともに、都市景観や歴史的・文化的環境の保全を図りました。



■今後の課題

「生活環境（空気・水のきれいさ、静けさ、悪臭）に満足している市民の割合」は前年度より増加しましたが、依然として基準年度を下回っています。成果指標の達成に向けて、今後も生活環境全体の向上に取り組むことが求められています。

大気質の保全については、環境基準を概ね達成するなど、継続した取組が進められていますが、広域的な大気汚染対策等も引き続き進める必要があります。また、交通環境対策については、地球温暖化対策や持続可能なまちづくりと連動させながら取組を推進することが重要です。

水質の保全については、日常生活や事業活動において河川等への汚濁負荷を軽減するための取組を継続して進める必要があります。

また、本市の良好な都市景観や歴史的・文化的環境を次世代へ継承していくための保全・活用の取組を進めていく必要があります。

4-1 大気質の保全・交通環境対策

4-1-1 大気汚染物質対策の推進

本市の大気環境は、環境基準の定められている6物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5））のうち、光化学オキシダントを除き、環境基準を達成しています。今後も良好な大気環境を維持し、市民生活の質を確保していく必要があります。

良好な大気環境を保全していくため、大気汚染の状況を把握するとともに、大気汚染物質の排出抑制のため、広域的かつ継続的な取組を推進します。

① 工場・事業場等対策

事業名	実施概要など
工場・事業場規制	大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、工場・事業場への立入検査を実施し、排出ガスの測定や行政指導を行っています。 詳細データp.114
大気汚染に係る公害苦情	本市に相談が寄せられた大気汚染に係る公害苦情を迅速かつ円滑に解決することにより、生活環境の保全と市民満足度の向上を図ります。 詳細データp.114
石綿対策	建築物などにおける適切な石綿対策を徹底することを目的とし、所有者などを対象に石綿に関する知識や支援制度の周知・啓発及び助言を行います。 詳細データp.114
さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金	既存建築物に使用されている吹付け石綿（アスベスト）などの分析調査及び除去工事等を行なう場合、一定の要件を満たすものに費用の一部を助成し、市民の健康被害の予防と生活環境の保全を図るものです。 令和5年度の申請件数は、分析調査2件、除去工事0件となっています。
大気汚染物質の常時監視	大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局9局、自動車排出ガス測定局5局の合計14局を設置し、環境基準が定められている6物質の観測を行っています。 令和5年度は光化学オキシダントを除き、全局で環境基準を達成しています。

4-1-2 交通環境対策の推進

交通は、社会・経済活動や人々の暮らしに欠かせないものですが、大気汚染、騒音・振動、温室効果ガスの排出といったさまざまな環境問題の原因のひとつともなっているため、次世代自動車の利用や、自動車の燃費改善に繋がる道路整備などを進めていくことが必要となっています。

大気汚染の原因となる自動車排出ガス削減のため、低公害・低燃費車の普及、市民・事業者によるエコドライブ、エコ通勤を促進するとともに、沿道環境の整備など、道路交通の効率化のため取り組みます。

① 自動車対策

事業名	実施概要など
九都県市自動車排出ガス対策の推進【再掲】	1-3-2③【九都県市自動車排出ガス対策の推進】を参照。
エコ通勤の促進【再掲】	1-1-1①【エコ通勤の促進】を参照。
エコドライブの推進【再掲】	1-1-1①【エコドライブの推進】を参照。
モビリティマネジメントの推進【再掲】	1-3-2③【モビリティマネジメントの推進】を参照。

② 沿道対策

事業名	実施概要など
九都県市自動車排出ガス対策の推進【再掲】	1-3-2③【九都県市自動車排出ガス対策の推進】を参照。
大気汚染物質の常時監視【再掲】	4-1-1①【大気汚染物質の常時監視】を参照。

4-1-3 騒音・振動・悪臭対策の推進

自動車騒音・振動については、道路構造や交通量等の変化に対応するため、定期的に状況を把握し、騒音・振動公害の予防に向け、道路の適正な維持管理や道路構造の見直しを行っていく必要があります。道路騒音・道路沿道振動を対象とした定期的な調査を実施し、市内の状況を監視するとともに、交通流対策や道路舗装の改良等、騒音・振動の防止・軽減対策を実施します。

また、事業活動による騒音・振動・悪臭について、発生状況の把握及び事業者に対する指導を継続します。

① 騒音・振動対策

事業名	実施概要など
騒音・振動対策	環境法令に基づき、特定建設作業の騒音・振動防止対策の指導及び自動車騒音・振動、新幹線騒音・振動の常時監視を行っています。 詳細データp.115

公共工事に使用される自動車及び建設機械への指導の推進	公共工事に用いる建設機械について「低騒音型建設機械」、「排出ガス対策型建設機械」の使用を設計図書に明示し、建設工事で使用することにより環境対策を推進しています。
----------------------------	--

② 悪臭対策

事業名	実施概要など
悪臭対策	悪臭に関しては、届出制度はありませんが、悪臭防止法及び生活環境の保全に関する条例で工場・事業場に対する規制基準が定められています。 悪臭の発生源に対して、申し立てがあった相談件数は、令和5年度は51件となっています。本市に相談が寄せられた公害苦情を迅速かつ円滑に解決することにより、生活環境の保全と市民満足度の向上を目指しています。

4-1-4 化学物質対策の推進

化学物質による汚染を防止するためには、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）による PRTR 制度に基づき、事業者による化学物質の排出量と移動量の届出と適正処理を徹底していく必要があります。

事業者に対して有害化学物質の適正管理を指導し、化学物質による生活環境への支障の未然防止に努めます。

① 化学物質対策

★：主な取組で紹介しています。

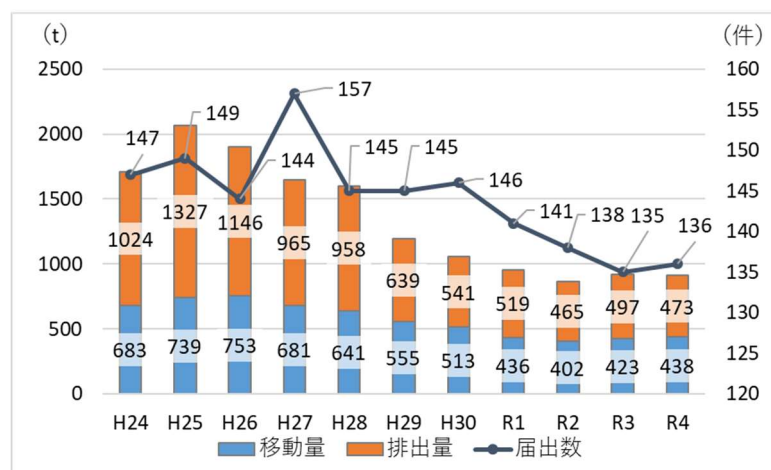
事業名	実施概要など
化学物質による環境リスクの低減★	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障の未然防止を目的として、事業者を対象に化学物質の排出量及び移動量の届出制度（PRTR制度）を運用しています。
環境コミュニケーションの推進	事業者の事業内容や取り扱っている化学物質などに関する情報を市民や行政との対話を通じて、全ての関係者が正確な情報を共有し、相互理解を図るために行う取組である環境コミュニケーションを推進しています。

★主な取組 化学物質による環境リスクの低減

本市では、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法、化管法）によるPRTR制度に基づき、届出要件に該当する事業者から、第一種指定化学物質の排出量と移動量の届出を受け付けています。

右図のとおり、令和5年度に届出された*排出量・移動量及び届出数を過去10年度と比較すると、代替物質への移行や使用量の削減により、排出量・移動量及び届出数については概ね減少傾向となっています。

※令和5年度の届出は、令和4年度実績となります。



【第一種指定化学物質の届出排出量・移動量の経年変化】

令和5年度に届出された物質のうち、排出量の最も多い化学物質はトルエン（約392t）、次いでキシレン（約27t）となります。移動量についても、トルエン（約304t）が最も多く、次いでキシレン（約20t）となります。

業種別では、トルエンは排出量・移動量ともにゴム製品製造業、金属製品製造業の順に多く、キシレンは排出量・移動量ともに金属製品製造業が多くなっています。

PRTR制度を通じて、事業者自身が取り扱っている化学物質の種類や排出量等を把握することで、当該化学物質を適正に管理し、使用量の削減に努めるとともに、環境負荷の少ない代替物質へ転換を図る等自主的な改善が進んでいます。

今後については、引き続きPRTR制度の運用を通じて、事業者が自主的に化学物質の管理の改善を進め、不要な排出を抑制することを推進していく必要があります。

また、近年大規模な地震や記録的豪雨が頻発し、化学物質を取り扱う事業所から化学物質の漏洩・流出、それに伴う影響が発生しています。万一事故や災害が発生した際に、事業者が適切に応急対応し被害を最小限に食い止めることができるよう、本市から事業者に対して環境事故事例の情報共有を行うことや事業者との迅速な連絡体制を維持していくことが必要です。

4-2-1 水質の改善に係る事業・施設整備の推進



市内河川の水質は、悪化が著しかった昭和 40 年代と比べると大きく改善していますが、未だに環境基準を超過する地点がみられます。水質汚濁の原因は、生活排水、工場・事業所からの排水、雨水の地下浸透の減少等が複合的に影響していると考えられます。

日常生活や事業活動によって、河川などへ排出される汚濁負荷を軽減するため、公共下水道の整備、排出者に対する監視・指導等の排出源対策を推進するとともに、家庭における生活排水対策を促進します。

① 下水処理対策

事業名	実施概要など
下水道普及率の向上	令和5年度末の公共下水道普及率は95.1%となり、前年度と比べ0.3ポイント向上しています。
下水道接続率の向上	下水道接続率の向上を目的とし、公共下水道の工事着手時に、下水道に関するパンフレットを各戸配布するとともに、供用開始後概ね3年を経過した地域で下水道に接続していない家屋等に、下水道普及指導員による戸別訪問を実施し、下水道への切替の働きかけを行っています。
合併処理浄化槽の普及促進	浄化槽処理促進区域における生活排水対策として、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に係る経費の一部に対し補助を行い、合併処理浄化槽の普及を促進しています。 詳細データp.116
浄化槽の適正な維持管理の指導実施	合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理を促進するため、公共下水道未整備区域において、法定検査の受検促進の啓発及び指導を実施しています。 詳細データp.116

② 産業・生活排水に関する対策

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
工場・事業場排水に係る監視、指導の充実★	水質汚濁防止法、下水道法等において排水規制対象となっている工場、事業場の立入検査を実施しています。
生活排水対策の啓発	4-2-1①【合併処理浄化槽の普及促進】、【浄化槽の適正な維持管理の指導実施】を参照。
公共用水域の異常水質事故対策の充実	油や有害化学物質等の流出による異常水質事故が発生した際は、被害の拡大を防止するための措置を講ずるとともに、発生原因を特定するための調査と原因者への指導を緊急に実施しています。 詳細データp.116

★主な取組 工場・事業場排水に係る監視、指導の充実

事業場からの排水の水質を基準に適合させるため、水質汚濁防止法、下水道法等において排水規制対象となっている工場、事業場の立入検査を実施しています。有害物質を排出するおそれのある事業場等、排水基準を越えるおそれのある事業場を重点的に実施し、特定施設の構造や使用状況、排水処理施設などの維持管理状況の確認や排水の水質検査を行っています。

排水指導を効率的及び効果的に実施するため、排水が公共用水域又は公共下水道に与える影響度合いに応じて届出事業場を区分分けし、区分毎に、立入回数や指導内容に軽重を付けた監視方法を設定しています。

令和5年度は、水質汚濁防止法に基づく立入検査を144回実施し、排水基準不適合により27件の行政指導を行いました。下水道法に基づく立入検査は、有害物質を排水するおそれのある事業場等に対し287件実施しました。排水基準超過により行政指導した件数は16件で、そのうち7件が改善され、残り9件は現在継続して指導しています。



【水質検査の様子】

4-2-2 土壌・地下水・地盤環境の保全



土壌汚染は一度発生すると元の状態に戻るまでに長い年月がかかるとともに、その対策費用が高額になる場合が多いため、事業活動において有害物質を適切に管理することが重要です。また、本市の上水道水源である地下水について、湧水や災害対策等に活用できる貴重な自己水源を保全するためにも深井戸の運用を継続する方針であることから、地下水の採取による地盤沈下を防止していく必要があります。

有害物質などによる土壌・地下水汚染対策や、人為的な地盤沈下対策等を推進するなど、土壌・地盤環境の保全に努めます。

① 土壌・地盤環境の保全

事業名	実施概要など
土壌・地下水汚染対策	土壌汚染は、土壌汚染対策法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、市内の状況の把握に努めています。 地下水汚染は埼玉県地下水測定計画に基づき概況調査を行っており、令和5年度は6区画6地点で実施し、環境基準を超過した地点はありません。

4-2-3 定期的な水質調査・監視の充実



きれいな水の確保による市民生活の質の維持・向上、また、水生生物の保全の観点からも、河川や地下水の水質を良好に維持していく必要があります。

水質がどのような状態にあるかを計画的に把握し、さまざまな取組の進捗状況を確認するとともに、新たな課題を速やかに認識できるように調査、監視を継続的に行います。

① 水質の調査

事業名	実施概要など
水道水の水質管理の充実	令和5年度は、「令和5年度さいたま市水道局水質検査計画」に基づき、水道法で定められた水質基準項目等の水質検査を実施し、全ての検査地点で常に基準を満たした安全な水道水が供給されていることを確認しています。
生活排水が流入する小河川・雨水幹線の水質調査の実施	生活排水の影響を直接受ける市内12の小河川や用排水路、雨水幹線（各1地点、計12地点）において、pH、BOD、SS等の水質汚濁の指標となる項目の調査を行っています。これらの河川等では類型指定がないため、水質の環境基準は定められていませんが、下流の流入先河川の基準に準じて評価しています。 令和5年度は、BOD3地点、DO1地点で、準用する基準値からの超過が確認されています。

② 水質の管理

事業名	実施概要など
汚染土壌、地下水の監視指導	土壌汚染は、土壌汚染対策法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、市内の状況の把握に努めています。

4-2-4 水質に係る調査研究、広域連携等の推進



市内の水質の保全、生物多様性の保全を図るためには、市内にとどまらず、市民、事業者、行政が広域的に連携・協働することが重要です。

河川や地下水の水質調査に加え、良好な水環境を構築するための調査研究を推進し、市内外の機関との広域的な連携や市民などとの連携により水質の改善に取り組めます。

また、庁内関係部署、住民、関係機関・団体等と連携し、水質の保全に取り組んでいきます。

① 水質に係る調査研究

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
新たな水質調査事業の検討★	市内河川の水質・生物多様性の状況を把握・評価し、良好な環境を保全するための研究を推進します。

★主な取組 新たな水質調査事業の検討

＜水質調査事業＞

- ・地方環境研究機関等と国立環境研究所とのⅡ型共同研究（災害時の緊急調査対応、生物を使った調査等）へ参加しました。
- ・マイクロプラスチックの継続調査（市内3河川）

市内の鴨川、芝川、綾瀬川において、河川中のマイクロプラスチックの実態調査を行いました。

・市内4河川の水生生物調査

市内の鴨川、芝川、元荒川、綾瀬川において、水環境と生物多様性の状況を把握・調査するために、水生生物調査（魚類・植物・底生生物・陸上昆虫）を実施しています。

令和5年度は陸上昆虫調査を行い、14目154科481種を確認しました。

・環境情報の発信

さいたま市健康科学研究センターで開設している「サイエンスなび」において、市内環境情報を発信しました。よりわかりやすく伝えるために、地理情報システム（GIS）を活用し、作成した情報について、市ホームページに掲載しました。

調査結果について評価する方法や、市民にわかりやすく結果を発信する方法について引き続き検討していきます。

<「サイエンスなび」>

健康科学研究センターでは、健康や暮らしに関する科学情報や自然環境に関する科学情報を「サイエンスなび」で、以下の5つのジャンルに分類して情報発信を行っています。

- ①「健康と暮らし」…生活の中で、知っていると安全・安心に繋がる身近な科学情報を発信
- ②「暮らしのサイエンス」…生活の中で、知っていると役に立つ身近な科学情報を発信
- ③「知って楽しむサイエンス」…幅広い世代において楽しむことができる身近な科学情報を発信
- ④「科学の体験館」…健康科学研究センターで実施の「サイエンスラボ」の情報や家庭でできる科学実験の紹介
- ⑤「資料館」…検査項目、基準値などの情報や関係機関へのリンク集

※地理情報システム（GIS）を活用した河川水質改善状況については、「知って楽しむサイエンス」の「地図で見るサイエンス」に入っています。



【サイエンスなび】

② 水質に係る連携

事業名	実施概要など
庁外組織との連絡会等による水質改善	芝川・新芝川水環境改善連絡会では、県が中心となり、流域自治体及び河川管理者と連携を図って流域の水環境の維持改善に取り組んでいます。

4-3 景観の保全

4-3-1 都市景観の保全

市民の生活に潤いと安らぎを与える良好な都市景観を維持していくためには、住環境や景観が調和した市街地の形成を計画的に進めていくことが必要です。

景観重要建造物や景観重要樹木の指定、無電柱化、屋外広告物の適正化などの取組により、良好な都市景観の保全を図ります。

① 良好な都市景観の保全

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
建築行政事務事業／建築協定	建築協定は、住宅地としての良好な環境や商店街としての利便性をより高度に維持・増進することなどを目的として、建築物の形態や用途などに関する基準を土地所有者などが申し合わせて、全員の合意により協定を結び、運営していく制度です。 詳細データp.116
無電柱化の推進★	首都直下地震や大型台風などの自然災害への対策、バリアフリー整備と合わせた安全で歩きやすい歩行空間の確保、優れた都市景観の形成などを目的に、「さいたま市無電柱化推進計画」に基づいて、防災上の重要な道路やバリアフリー経路などを対象として無電柱化を進めています。
景観重要建造物及び樹木の指定	景観計画区域内において、外観の優れた建造物（建築物及び工作物）及び樹木が除却、伐採、外観の変更等により、全体の良好な景観が大きく損なわれるのを防ぐため、景観重要建造物、樹木へ指定し、外観の保全を図るものです。
景観啓発事業の推進	「都市景観形成基本計画」に基づき、小学生を対象とした出前講座や、景観を題材にした絵本やかたを使用する景観教室の実施や、教材の貸出等を行っています。 令和5年度は、小学校2校に対し、景観かたを用いた景観教室を実施しています。
都市景観形成の推進	「景観計画」に基づく大規模建築物等への景観誘導や、景観重要建造物・樹木の指定制度を活用し、良好な景観の形成を図ります。 令和5年度は112件の届出があり、すべての届出において景観形成基準への適合を確認しています。
さいたま市都市景観形成基本計画及びさいたま市景観計画の推進	本市の地域特性を活用した魅力ある景観の形成と、無秩序な景観を修復し、次代へ良好な都市景観を継承するために、「さいたま市都市景観形成基本計画」において、①理念と目標、②方針、③推進方策を提示し、市民、事業者、行政の共通の指針とするものです。 詳細データp.117

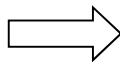
★主な取組 無電柱化の推進

「さいたま市無電柱化推進計画」に基づき、一般県道鴻巣桶川さいたま線などにおいて電線共同溝工事を行いました。引き続き、電柱の撤去に向けて電線管理者等との協議・調整を進めていきます。

無電柱化のイメージ



【整備前】



【整備後】

※大宮区桜木町 主要地方道さいたま春日部線

無電柱化事業の推進にあたっては、電線管理者との協議・調整に時間が必要となります。また、電線共同溝本体を設置し、ケーブルを入溝した後に電柱を撤去するため、事業の完了まで数年を要する状況です。

② 環境美化の推進

事業名	実施概要など
屋外広告物適正化推進事業	屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の許可、屋外広告業の登録、違反広告物については是正指導、簡易除却等を行うとともに、キャンペーンや市民ボランティア組織による違反広告物の撤去制度等により屋外広告物の適正化を推進します。 詳細データp.117

4-3-2 歴史的・文化的環境の保全

地域の歴史文化遺産や街並みなどを守っていくためには、市民や事業者、学校、市等全ての主体の意識啓発を図り、有効に活用していくことが大切です。

市民が愛着を持てる環境を次世代へと引き継いでいくため、歴史的・文化的資源の観光資源としての利用など、有効利用に取り組みます。

① 歴史的・文化的環境の保全及び活用

事業名	実施概要など
歴史的資源の活用	地域の「歴史的・文化的遺産は、物や技、自然など様々な形態として残されており、これら環境資源を保存・活用し、次の世代へと引き継いでいきます。  詳細はコラムp.113
歴史文化探索ルート・観光モデルコースの設定	本市への誘客、周遊促進を目的とし、市内外からの観光客を対象に、本市の歴史や文化を探索するルートとして「さいたま市内半日観光ルート」を設定し、8つのルートを紹介しています。
盆栽関連施設を活用した魅力づくり	本市への誘客、周遊促進を目的とし、市内外からの観光客を対象に、大宮盆栽や大宮盆栽美術館のPRを実施したり、大盆栽まつりに合わせて盆栽四季の家で大宮盆栽村おもてなしイベントを開催しています。



地域で愛され培われてきた歴史や文化は、地域の個性を生み出すとともに、住民の地域への愛着を育み、本市の景観や風土を形成する貴重かつ重要な環境資源です。

これらは郷土の先人たちが我々に残してくれた歴史的・文化的遺産で、物や技、自然など様々な形態として残されており、どれも時空を超えたかけがえのない宝物です。これら環境資源は保存・活用し、次の世代へと引き継いでいく必要があります。

本市には、令和6年4月1日現在、国・県・市指定文化財が528件所在し、昨年度より新たに下記の文化財が指定及び指定解除がされました。

- ・建造物「奥瀬アトリエ」：令和5年11月22日指定
- ・歴史資料「稲生家資料」：令和6年3月15日指定
- ・天然記念物「大和田の五葉松（西）」：令和5年5月2日指定解除



【見沼通船堀】

また、閘門が復元されている見沼通船堀や鈴木家住宅など、見沼地域の舟運に関わる史跡を散策することができる見沼田圃と見沼通船堀ルートが整備されています。

見沼代用水の西縁と東縁の両方が流れる地域を巡るルートとなっており、野生生物のすみに配慮した芝川第1調節池が建設され、今と昔の見沼田圃の水風景が見られる全長約6.6kmの半日観光ルートとなっています。



【さいたま市内半日観光ルート（POP IN）】



4-1-1①【工場・事業場規制】

大気汚染防止法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、工場・事業場に対して規制・指導を行っています。令和5年度は60回、延べ76施設の立入検査を実施し、施設の維持管理や必要な届出についての指導を18施設に対して行いました。

また、施設規模の大きい施設に対しては、本市で排出ガスの分析を行う行政検査を実施しました。令和5年度は、1事業所に対して行政検査を実施し、基準値を超えていないことを確認しました。

大気汚染関連事業所への立入検査等数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
立入検査事業所数	209	164	150	38	60
立入検査施設数	378	425	285	102	76
指導施設数	56	64	157	28	18
行政検査施設数	3	3	1	1	1
行政検査適合率（％）	100	100	100	100	100

施設管理者が適切な施設の維持管理を行うよう、立入検査を続けていく必要があるうえ、より効果的な検査を実施する必要があります。

4-1-1①【大気汚染に係る公害苦情】

令和5年度の大気汚染に関する公害苦情件数は175件でした。これは、公害苦情全体の約36%を占めています。近年は、野外焼却に関する苦情が多く、令和5年度においても、大気汚染に関する苦情の約54%が野外焼却に関するものとなっています。

大気汚染に関する苦情件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大気汚染に関する苦情件数（件）	171	203	179	210	175

住宅地に隣接する家庭菜園や農園等での野外焼却に対する苦情が大部分を占めており、今後も、引き続き不適切な焼却行為の禁止及び近隣への配慮について周知・啓発していくことが必要です。

4-1-1①【石綿対策】

令和5年度は大気汚染防止法に基づく届出があった建築物の解体等工事現場への全件立入検査（29件）と敷地境界での石綿等濃度（27件）の測定を実施し、解体等工事を行う事業者へ石綿飛散防止の徹底を指導しました。

届出及び立入検査状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
届出件数	48	73	34	37	24
立入検査件数	54	86	36	46	29
行政検査件数	53	80	34	41	27
基準超過件数	0	0	1	0	0

また、市内10地点で石綿の一般環境モニタリング調査を実施し、全ての地点で石綿繊維数濃度は定量下限値（0.1本/L）未満でした。

石綿一般環境調査結果

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
石綿検出地点数	0	0	0	0	0

引き続き、大気汚染防止法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、石綿の飛散防止対策を徹底するように監視・指導する必要があります。

4-1-3①【騒音・振動対策】

大きな騒音・振動を発生する可能性がある特定建設作業について、令和5年度の届出件数は、騒音385件、振動257件でした。

特定建設作業に係る届出状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
届出件数（騒音）	260	288	373	367	385
届出件数（振動）	175	180	228	223	257

自動車騒音について、令和5年度は13地点で測定、16路線で面的評価を行いました。

測定で騒音レベルが最も高かったのは一般国道16号の72dB、評価区間での昼夜環境基準の達成率は96.3%でした。

道路交通振動は全測定地点で要請限度を下回りました。

自動車騒音による測定等の実施状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地点数	13	11	12	12	13
面的評価の実施路線数	14	16	17	15	16
環境基準達成率（%）	95.2	97.3	96.4	94.2	96.3

市内の新幹線鉄道の騒音・振動は、北区の吉野町で測定を行いました。

令和5年度の騒音レベルは64～66dB（環境基準70dB）でした。また、振動レベルは48～60dB（指針値70dB）でした。

新幹線鉄道騒音・振動の測定結果

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
騒音（dB）	64～66	61～67	61～65	64～67	64～66
振動（dB）	56～62	54～60	51～59	46～60	48～60

引き続き、特定建設作業の騒音・振動防止対策の指導及び自動車騒音・振動、新幹線騒音・振動の監視をする必要があります。

4-2-1①【合併処理浄化槽の普及促進】

令和5年度は、22基の転換に対し補助金を交付しました。

転換基数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
転換基数	25基	25基	22基	18基	22基

合併処理浄化槽への転換が促進されるよう補助金制度を継続し、引き続き、効果的な啓発方法などを検討していきます。

4-2-1①【浄化槽の適正な維持管理の指導実施】

合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理を促進するため、公共下水道未整備区域において、法定検査の受検促進の啓発及び指導を実施しています。令和5年度の法定点検受検率は24.1%でした。

浄化槽法第11条に基づく法定検査の受検率の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受検率（%）	11.8	12.3	16.5	21.6	24.1

市報、市ホームページ、浄化槽講習会等による啓発並びに未受検者への受検案内文書の送付及び訪問指導により、浄化槽法第11条に基づく法定検査の受検率向上を図る必要があります。

4-2-1②【公共用水域の異常水質事故対策の充実】

令和5年度は9件の異常水質事故が発生しました。

過去5年間の異常水質事故件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
異常水質事故件数（件）	21	17	8	15	9

市内の小河川や水路は暗渠の部分が多いために原因の特定が困難な場合が多く、効果的な追跡方法がないことから、事業者に対し、異常水質事故防止のための啓発や未然防止指導を行うことが必要です。

4-3-1①【建築行政事務事業／建築協定】

本制度の周知や相談の受付、建築基準法に基づいた各種手続きを行っており、令和5年度に更新を行った建築協定は1件でした。

建築協定の認可件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
建築協定の認可件数（件）	更新3	更新0	更新1	更新1	更新1

※ 建築協定区域数は13地区

時間的経過や世代交代等により更新の継続が難しくなっており、継続的な制度の啓発や住民発意の地区計画への移行などを踏まえた相談・助言を行う必要があります。

4-3-1①【さいたま市都市景観形成基本計画及びさいたま市景観計画の推進】

景観形成基本計画に基づき、小学生を対象とした出前講座や、景観を題材にした絵本やゲームを使用する景観教室の実施や、教材の貸出等を行っています。また、庁内職員を対象に、景観形成の意識啓発、市内公共施設整備の際の、景観配慮の手法の学習を目的とした、「景観研修」を実施しています。また、平成22年度に作成した景観計画に基づき、一定規模以上の建築物等の新築等に際して、本市への届出を義務化することにより、景観に大きな影響を与える大規模建築物等への景観誘導を行っています。令和5年度は112件の届出があり、全ての届出において景観形成基準への適合を確認しています。

景観計画に基づく届出件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
景観計画に基づく届出件数（件）	104	87	109	111	112

また、現在、景観形成基本計画と景観計画との統合・改訂について検討を行っています。

4-3-1②【屋外広告物適正化推進事業】

屋外広告物の適正化を図るため、市職員、委託業者及び違反広告物ボランティア撤去団体による違反広告物の撤去を実施しました。

違反広告物撤去件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
違反広告物撤去件数（件）	15,636	11,237	8,393	7,433	8,017

市職員、委託業者及び違反広告物ボランティア撤去団体による撤去活動を継続して行っていますが、今後も屋外広告物法及び同法に基づく条例の周知、違反広告物に対する市民や企業、団体等への意識啓発などが必要です。

また、違反広告物ボランティア撤去団体の新規参加に向けて、広報活動などに取り組みます。